

松本市地域包括支援センターだより

新緑が美しく気持ちの良い季節になりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
さて、今回は、松本市で行っている、高齢者向けのサービスについての情報をお伝えします。

☆お薬手帳の活用

高齢者が持っているお薬手帳に緊急時の連絡先や担当者（担当ケアマネジャー・地域包括支援センター）の連絡先を記載した用紙を手帳のうらに貼ることで緊急時の連絡対応が行えると同時に、日ごろから薬局の薬剤師との連携を図る目的で行うものです。

お問い合わせ（高齢福祉課 中央地域包括支援センター 34-3237）



☆緊急通報装置の設置

65 歳以上のひとり暮らしの方で、急病等の緊急時に対応が困難な方に対して、緊急通報装置や健康相談ができる「緊急通報装置」を設置するものです。

- 利用料金（月額 600 円<低所得者は免除>）

お問い合わせ（高齢福祉課 34-3492・西部福祉課 92-3002）

☆救急医療情報キット支給事業

救急時に必要な個人情報を記入したカードを専用保管ケースに入れて冷蔵庫に保管し、自宅内での救急時にかけつけた救急隊員がケース内の情報を活用し、救急活動につなげるものです。

- 支給対象となる方
 - ①65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
 - ②寝たきり状態や認知症等で要介護1以上に該当する方がいる65歳以上高齢者のみの世帯に属する方
 - ③重度障害者等でひとり暮らしまたは障害者のみの世帯に属する方
 - ④災害時等要援護者登録制度に登録されている方
 - ⑤その他市長が必要と認めた方



お問い合わせ（高齢福祉課 34-3492・西部福祉課 92-3002

障害福祉課 34-3212・各地区の民生委員）

☆訪問給食サービス

おおむね 65 歳以上の高齢者や障害者のみの世帯を対象として、事業者やボランティアがご自宅へ昼食の弁当をお届けするものです。

- 利用回数（週 2 回 週 6 回<四賀地区・安曇地区・梓川地区>）
- 利用料金 360 円/回

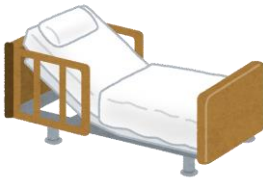
お問い合わせ（高齢福祉課 34-3492・西部福祉課 92-3002 障害福祉課 34-3212）

☆福祉用具等リユースあっせん事業

ご家庭で不要となっている福祉用具等を、必要な方に譲りたいという善意によりこれらを必要としている家庭との情報の橋渡しをしています。

※登録品の引き取りは行いませんので登録者で、保管をおねがいします。

- 登録できるもの ①車いす ②歩行器 ③シルバーカー（手押し）④歩行補助杖⑤特殊寝台（介護用ベッド）※電動は不可 ⑥腰かけ便座（ポータブルトイレ）⑦入浴用椅子（シャワーチェア）
- 譲り渡しの条件 ①譲渡人が市民であること ②無償であること ③提供する福祉用具に破損や汚損がないこと
- 譲り受けの条件 ①譲り受け人が介護保険制度による公的給付の対象ではないこと ②転売等、営利を目的とした譲り受けではないこと ③譲り受けに要する費用（運搬・点検・消毒等）を負担すること ④譲り受けた福祉用具の処分は、譲り受け人の負担とし返却はできません



お問い合わせ 登録に関する事 ⇒ 各地区地域包括支援センター
登録情報について ⇒ 市ホームページを参照ください。

☆地区福祉ひろば

住民のみなさんが主体となって健康づくりや生きがいづくりを行う「共同のひろば」です。
住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、福祉ひろばの事業に参加してみませんか？

- 福祉ひろばの機能 ①地域の健康づくり ②ボランティアの支援 ③住民のふれあい ④福祉の担い手づくり ⑤福祉の相談窓口 ⑥地域でのもちあいネットワークづくり
- 利用について 月～金曜日の午前9時から午後5時まで
職員が在勤し、各地区ごとに特色のある交流事業や健康教室などを行っていますので、気軽にお問合せください。



認知症思いやり相談

認知症かも？とお悩みのご本人、ご家族に対して「認知症サポート医」による相談会を開催します

5月17日(木)午後1時30分～4時30分(要予約) 市役所本庁舎北別棟1階 相談室

<予約先> 中央地域包括支援センター ☎34-3237 先着順となります。相談日の1週間前までにお電話ください。



高齢者の総合相談窓口です。
お気軽にご相談ください。